

はじめに

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食、孤食といった食生活の乱れが見られるとともに、低年齢からの生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。

こうした状況の中で、平成20年3月に改訂された新しい学習指導要領では、学校における食育の推進が明記され、学校の教育活動全体を通じて適切に実施する旨が示されました。

また、約半世紀ぶりに改正され、平成20年6月に公布された学校給食法では、法の目的に、学校における食育の推進を図ることが規定されています。

県教育委員会では、静岡県が今後、学校における食育を推進していくに当たり、学校教育活動全体で組織的・計画的に取り組む際の留意点等を示すとともに、栄養教諭の実践的な事例を紹介するために、この「学校における食育ガイドライン」を作成しました。

また、各学校で、具体的な食育推進のイメージを持ってもらうために、今まで養護教諭や学校栄養職員等が実践してきた様々な食育の事例も、紹介しています。

各学校において、本ガイドラインを広く活用いただき、全教職員が共通理解をして、食に関する指導の一層の充実が図られることを期待します。

成長期にある子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって、健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、今後なお一層、各学校における食育が重視されていくことを願っています。

最後に、本ガイドラインの作成に当たり御多用の中、熱心に御協力いただいた委員の方々に、心から感謝申し上げます。

平成22年3月

静岡県教育委員会教育長
遠 藤 亮 平